

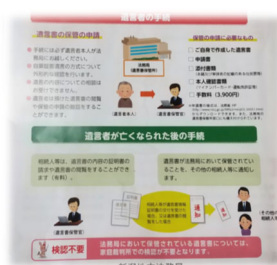
◎遺言書とエンディングノートの作成

・遺言書の作成。

①専門家へ依頼して公正証書遺言書作成。公証人役場に届け出する。(有料)

家庭裁判所の検印必要。(有料)

②自筆証書遺言書なら、3,900円で法務局に届け出する。



家庭裁判所の検印不要。保管事実を相続人等へ通知。

・エンディングノートの作成。

・ 葬儀の手配や法要の決まり事、お寺様の連絡先、パソコンのパスワード

や会員権について記載する。残された遺族が困らぬよう連絡ごとを記載する。

また、家族に対する気持ちや友人たちへのメッセージも記載しておくといよい。



◎お一人様の最後。

- ・警察は、遺体の引き取り手を6親等までの親族に連絡する。
- ・相続人がいない場合、「相続財産管理人」(弁護士)が死後手続を行う。

(有料←お金は帰ってこない。)

- ・遺産は、国のモノになる。



-
- ・ 任意後見制度。死後事務委任契約。遺言書。等で財産を守る。または、親しい知人または、専門家(司法書士・行政書士)などに遺言執行者を決めておくこと。また、遺言書に遺言執行者への遺贈品目を決めておくと良い。(御礼として。)